

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可……………
- ………（都市整備局都市づくり政策部緑地景觀課）…
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課）…
- 建築基準法による一団地の区域……………（同）…

告示（公）

- 技能検定員審査の実施……………
- 教習指導員審査の実施……………

公告

- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………
- ………（東京都収用委員会）…

告示

●東京都告示第八百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年八月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 江戸川区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業江戸川第二・二・八十七号松江二丁目公園
- 三 事業施行期間 令和七年八月一日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 江戸川区松江二丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第八百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

令和七年八月一日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日
国立市東二丁目二十七番一、同番二十一から同番二十四まで、同番四十三及び同番四十五 令和七年七月八日

●東京都告示第八百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第二項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年八月一日

東京都多摩建築指導事務所長

茂 木 竜 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 対象区域の地名地番 認定年月日
国立市東二丁目二十七番一、同番二十一から同番二十三まで及び同番四十五の一部 令和七年七月八日
- 二 認定計画書の縦覧場所 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課（立川市錦町四丁目六番三号）

告示（公）

●東京都公安委員会告示第274号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年8月1日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車免許技能検定員審査
- (3) 準中型自動車免許技能検定員審査
- (4) 普通自動車免許技能検定員審査
- (5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査
- (6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査

(7) 普通自動車二輪車免許技能検定員審査 (8) 牽引免許技能検定員審査 2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。 3 審査項目及び審査細目 (1) 技能検定に関する技能 ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能 イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 (2) 技能検定に関する知識 ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項 イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 技能検定の実施に関する知識 エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号若しくは第2項各号又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者 5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和7年9月1日（月曜日）から同月5日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時 (2) 場所	警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1） 6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和7年8月14日（木曜日）及び同月15日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで (3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号） (4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年8月4日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。 7 審査手数料 大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受け	ようとする者にあつては23,750円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者にあつては19,800円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては14,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。 8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード イ 筆記用具 （ア）黒色又は青色のボールペン （イ）赤色のボールペン (2) 服装 自動車の運転に支障のない服装 9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。 10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7251-5276 _____ ●東京都公安委員会告示第275号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。 令和7年8月1日
---	--	--

東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記		
1 審査の種類	イ 自動車教習所に関する法令についての知識 ウ 教習指導員として必要な教育についての知識	(4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年8月4日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。 イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 免許証又は免許情報記録個人番号カードを提示すること。
(1) 大型自動車免許教習指導員審査	4 審査細目の免除 規則第17条第1項各号若しくは第4項各号又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者	7 審査手数料 大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては15,100円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては12,000円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,950円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。
(2) 中型自動車免許教習指導員審査	(1) 日時 令和7年9月1日（月曜日）から同月5日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時	8 携行品及び服装 (1) 携行品 ア 免許証又は免許情報記録個人番号カード イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン） (2) 服装 自動車運転に支障のない服装
(3) 準中型自動車免許教習指導員審査	(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）	9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。
(4) 普通自動車免許教習指導員審査	5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和7年9月1日（月曜日）から同月5日（金曜日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時	10 問合せ先
(5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査	(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）	
(6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査	6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面	
(7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査	ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面	
(8) 牽引免許教習指導員審査	(2) 受付日時 令和7年8月14日（木曜日）及び同月15日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで	
2 審査を受けようとする者の資格 受けようとする種類の審査に用いられる自動車運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証（以下「免許証」という。）又は当該運転免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードを提示できる者であること。	(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）	
3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能 ウ 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 (2) 教習に関する知識 ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項		

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。

令和7年8月1日

東京都収用委員会
会長 松 尾 弘

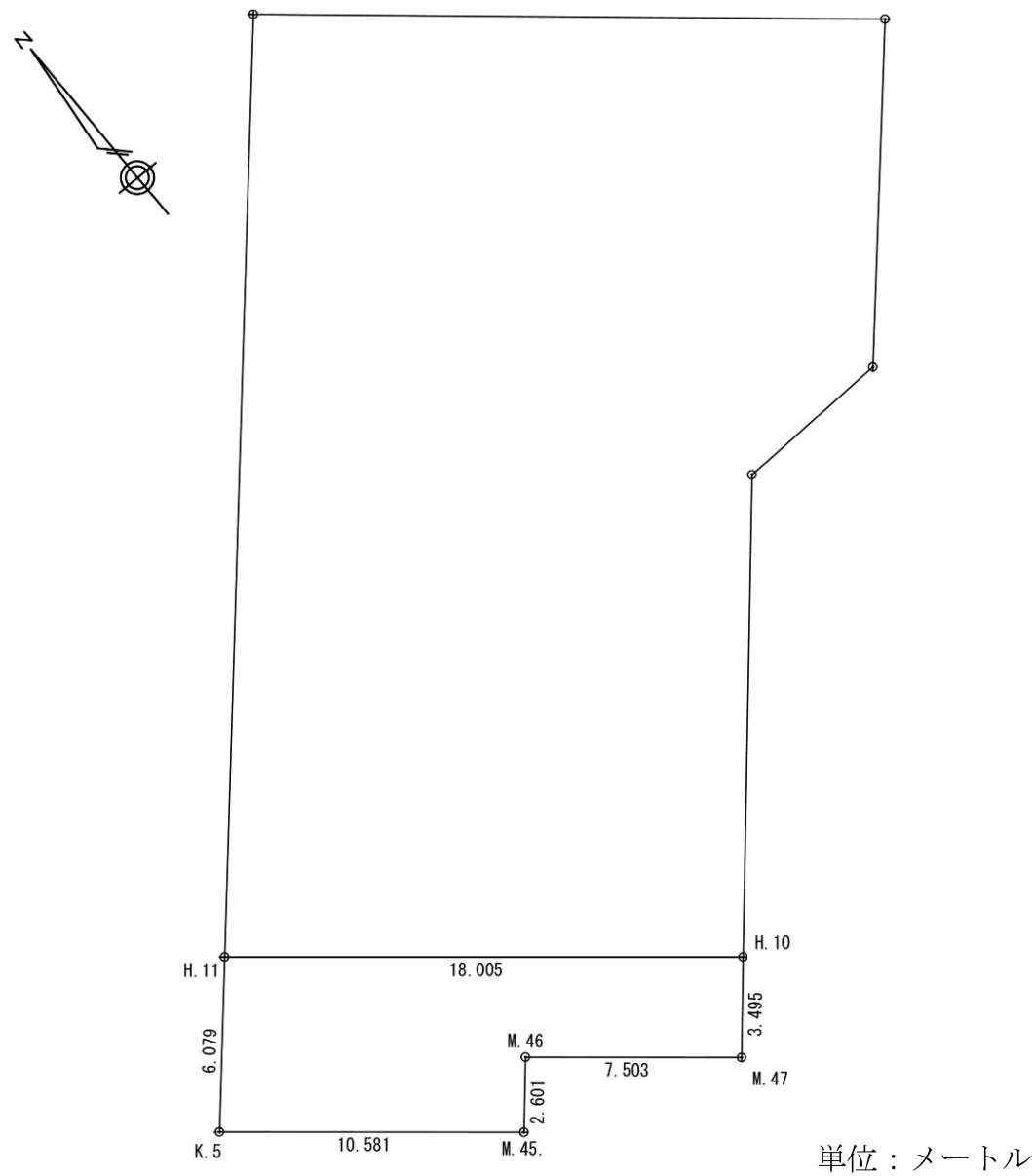
1 起業者の名称 港区
2 事業の種類 東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第7号線及び幹線街路補助線街路第10号線
3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
地番、地目及び地積等
4 土地所有者の氏名及び住所
5 土地に関して権利を有する関係人の氏
名、住所及びその権利の種類
6 裁決手続開始決定年月日 令和7年7月24日

別記

裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都港区元麻布二丁目	142番2	宅地	731.83㎡	731.84㎡	90.30㎡	露木重久	神奈川県横浜市瀬谷区二ツ橋町318番地				別 図 の と お り

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
東京都港区元麻布二丁目 142 番 2 のうち
90.30 平方メートル



測 点	X	Y	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$
K. 5	-38372. 856	-9663. 079	-11. 322	109405. 380438
M. 45.	-38379. 619	-9654. 941	-4. 789	46237. 512449
M. 46	-38377. 645	-9653. 246	-2. 824	27260. 766704
M. 47	-38382. 443	-9647. 477	-2. 147	20713. 133119
H. 10	-38379. 792	-9645. 198	14. 146	-136440. 970908
H. 11	-38368. 297	-9659. 057	6. 936	-66995. 219352
			倍 面 積	180. 602450 m ²
			面 積	90. 3012250 m ²
			地 積	90. 30 m ²

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

